

【10月14日】

・目次 3章 厚生年金保険法 21課

誤：老齢厚生年金(3)

正：老齢厚生年金(4)

・P224 3章 厚生年金保険法 21課 課タイトル

誤：老齢厚生年金(3)

正：老齢厚生年金(4)

【法改正】 (国民年金法施行規則 第34条の4 2号の改正：改正前→改正後)

・P144 2章 国民年金法 23課 (2)③

前：少年院他これに準ずる施設に収容

後：少年院に収容

※ 婦人補導院に収容されている場合が削除されるため（令和6年4月1日施行）

【10月24日】

・P8 1章 健康保険法 4課 (3)

誤：2分の1

正：4分の3

・P222 3章 厚生年金保険法 20課 (4)

誤：支給停止調整額 (47万円)

正：支給停止調整額 (48万円)

【10月26日】

・P9 1章 健康保険法 4課 3問目

誤：4分の3

正：2分の1

・P43 1章 健康保険法 21課 3問目

誤：12か月

正：12か月

誤：(4)答○

正：(4)答×

※ 「9か月」が正しいため、「12か月」は誤り。9か月+3か月（12か月）で年間の月平均額を算出する。

【10月28日】

・P247 3章 厚生年金保険法 32課 2問目

誤：遺族基礎年金は支給される

正：遺族厚生年金は支給される

【1月28日】

【法改正】 [（令和6年度の年金額改定についてお知らせします）](#)

・ P 216 3章 厚生年金保険法 17 課 (2)

前：支給停止調整額（48万円）

後：支給停止調整額（50万円）

※ 上記リンクには、令和6年度の年金額・保険料についても掲載されている。

・ P 222 3章 厚生年金保険法 20 課 (4) <10月26日に47万円→48万円に訂正あり>

前：支給停止調整額（48万円）

後：支給停止調整額（50万円）

※ 10月26日に47万円→48万円に訂正あり。